

鶴見区地域子育て支援拠点運営法人募集に係る質問及び回答

令和4年11月4日
鶴見区こども家庭支援課

【質問1】

12月5日の選定委員会でのプレゼンテーション時、スライド（パワーポイント等）の使用は可能か。可能である場合、パソコン・投影機（プロジェクター等）・スクリーン等は用意されているか。

【回答】

パワーポイント等による、スライドを使用したプレゼンテーションは可能です。当日はパソコン、投影機、スクリーンを区が用意します。

なお、パワーポイント等を使用する場合は11月30日（水）までに、使用する資料を保存した記録媒体を区に提出してください。提出にあたっては、あらかじめパワーポイント等のバージョン及び記録媒体の種類を区に連絡してください。

【質問2】

12月5日のプレゼンテーションには、応募者側から何名参加出来るか。

【回答】

感染症対策の関係から、5名までとしてください。

【質問3】

募集要項、3法人選定（9）無効となるプロポーザル、ウ許容された表現方法以外の表現方法とは具体的にはどのような方法を指しているのか。あるいは、許容された表現方法とはどのような方法を指すのか。

【回答】

「許容された表現方法以外の表現方法」とは、募集要項等に定めた方法以外で行うものを指します。

例として、募集要項の2（3）において「事業実施内容等に係る基本的事項」を定めています。この基本的事項や仕様書（案）を全く考慮していない等の場合には、「許容された表現方法」ではないため無効となります。

【質問4】

人件費に関し提示されている考え方にに基づき算出された金額よりも、実際の提案する人件費が低かった場合であっても、事業費総額の見込みに変更はないのか。

【回答】

あくまでも現時点では募集要項2（3）キで提示する事業費を見込んでいます。実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。予定価格設定にあたっては、募集要項2（3）ウ「職員及び配置職員数」の表中に示した、【人件費の考え方】に基づいて人件費を積算する予定です。

具体的な委託料については、直接契約に関わる部分のためお答えできません。

【質問5】

提出書類の「法人の概要、法人の概要運営に関する資料（事業報告等）について過去何年分必要か。また、法人が運営する事業所全体の資料が必要か。

【回答】

「提出書類一覧」の「I 法人の概要・財務状況等」の表の三行目、「法人の概要」の書類については、既存の最新のものでかまいません。

また、法人が運営する事業所全体の資料が必要か否かについては、「事業の概要や経営理念、方針や管理体制」が分かる範囲で、事業所全体の資料を提出してください。

(参考：提出書類一覧（抜粋）)

提出書類一覧

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
	提案書		1
I-1	法人の連絡先	担当者名、役職、電話番号等	1
様式なし	法人の概要	※ 以下の事項が分かる資料（既存のもので構いません。） ※ 法人名を記載しないで下さい。 ・法人の沿革について ・法人の概要、運営に関する資料 （事業概要、経営理念、方針や、管理体制などがわかる資料を添付。）	15
様式	定款等	最新のもの	1